

令和2年3月14日

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

新型コロナウイルス対策に係る臨時休業の延長について

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症について、不安を感じておられる方も多いことと思います。

この度、佐賀県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受けまして、下記のとおり鳥栖市立各小中学校の臨時休業を延長することといたしました。ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。

記

- 1 休業の期間 令和2年3月16日(月)～令和2年3月24日(火)
※3月25日(水)から4月5日(日)は通常の春季休業
ご家庭においてお子様の対応をお願いします。
- 2 小学校卒業式 19日(木)に規模縮小のうえ実施を予定しております。
- 3 修了式・辞任式 中止いたします。
修了証書(通知表)の配布につきましては、後日各学校から連絡がありますのでご確認ください。
- 4 学習について 臨時休業に伴い、学習できなかった内容につきましては、確実に次の学年に引き継ぎ、新しい学年で関係する学習をする前に学習したり、補修したりして確実に学習していきますので、今の教科書を保管しておいてください。
- 5 学校施設開放 3月16日～3月24日の平日に対象となるお子様に開放いたします。
3月25日から4月5日までは、春季休業となりますので、放課後児童クラブに登録されているお子様のみ、放課後児童クラブにて対応いたします。
詳細につきましては、学校施設開放に関する文書にてご確認ください。

保護者 様

鳥栖市教育委員会
教育長 天野 昌明

**新型コロナウイルス感染拡大防止に係る臨時休業期間延長に伴う
学校施設開放について**

この度、佐賀県内において新型コロナウイルス感染者が確認されたことを受けまして、鳥栖市立各小中学校の臨時休業を延長することといたしました。今回の臨時休業におきましても、新型コロナウイルス感染拡大を防ぐために、子どもたちを自宅で休ませること、集団を作らないことを趣旨として実施いたします。

しかしながら、前回同様、急な臨時休校となりますことから、下記に示すお子様を対象に、3月16日から3月24日までの平日、引き続き学校の教室を自主学習の場として8:00から16:00までの間、開放することといたしました。

対象となるお子様をお持ちのご家庭で利用をご希望される方は、別紙申請書に必要事項をご記入の上、裏面にあります要領にて各学校にご提出ください。

なお、3月25日から4月5日までは、春季休業となりますので、放課後児童クラブに登録されているお子様のみ、放課後児童クラブにて対応することとなります。

臨時休業の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

記

次に示す4つの条件を全て満たす家庭のお子様を対象といたします。ご確認くださいませようをお願いいたします。

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休業期間中において、8:00から16:00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけの留守番が困難な家庭
- ④ 小学生については、保護者等による登下校時の送迎が可能な家庭

臨時休校期間の学校施設利用申請書の提出についてとお願い

【学校施設利用申請書の提出について】

対象となるご家庭は、下にある【お願い】をご確認のうえ申請書を御提出ください。

1. 申請書提出先 各学校
2. 申請書提出期限 3月17日(火)
3. そ の 他 提出期限内に提出が困難な場合につきましては、その旨学校にご連絡ください。

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様、制服(ない場合は私服)に名札着用をお願いします。
- 感染拡大防止を第一と考えておりますことから、できる限りマスク着用をお願いします。
- 児童の安全確保の観点から小学生につきましては、必ず保護者等による送迎をお願いします。
学校は、8:00に開校いたしますので、その時刻に合わせてお子様を学校に送り届けてください。また、16:00を過ぎてお子様の迎えが確認できない場合は、連絡させていただきます。
- 給食はないため、弁当を持参させてください。弁当を持参できない場合は、12:00までの利用となります。その場合は、12:00の送迎をお願いします。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、風邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず医療機関への受診を最優先してください。
- 帰宅後は、必ず手洗いを行わせ感染防止に努めるようお願いいたします。また、手洗い後は、必要以上に手を口元に近づけないようご指導ください。

可能であれば両面印刷で提出をお願いします

令和2年3月16日

学校長 様

申請者 住 所 鳥栖市
保護者名

㊞

新型コロナウイルス対策に係る臨時休校期間の学校施設利用申請書

臨時休校期間中、家庭及び施設等で対応できないため、裏面にあります【4つの対象条件(全てを満たす家庭)】および【お願い】に示された内容に同意し、以下のとおり学校施設の利用を申請いたします。

なお、臨時休校期間に学校施設内で新型コロナウイルスに感染したことが確認された場合について、学校及び教育委員会に対して責任は問いません。

記

※前回学校施設利用申請書を提出された方は、「3. 利用予定期日」のみご記入ください。

1. 利用者

学年学級	利用者名
年 組	
年 組	
年 組	

2. 緊急連絡先 ※勤務先を必ず御記入ください。

	続柄	氏名	携帯番号	勤務先及び電話番号
1				勤務先
				TEL
2				勤務先
				TEL
3				勤務先
				TEL

※感染拡大防止の観点から、同居する家族を優先的にご記入ください。

※16:00を過ぎて保護者への引き渡しを確認できない場合は、連絡をさせていただきます。

3. 利用予定期日 ※利用される期日に「○」をご記入ください。

3月16日(月)	3月17日(火)	3月18日(水)	3月23日(月)	3月24日(火)

※3月19日(木)は卒業式のため開放できません。

※本申請書にて得た個人情報につきましては、目的以外に使用いたしません。

※3月25日(水)からは、なかよし会利用者のみの対応となります。

【4つの対象条件(全てを満たす家庭)】

- ① 鳥栖市立各小中学校に在籍している児童生徒
- ② 臨時休校期間中において、8：00から16：00までの時間帯が留守となる家庭
- ③ 家庭において、お子様だけの留守番が困難な家庭
- ④ 小学生については、保護者等による登下校時の送迎が可能な家庭

【お願い】

- 利用者が登校する際は、通常の登校時同様、制服(ない場合は私服)に名札着用をお願いします。
- 児童の安全確保の観点から小学生につきましては、必ず保護者等による送迎をお願いします。
学校は、8：00に開校いたしますので、その時刻に合わせてお子様を学校に送り届けてください。また、16：00を過ぎてお子様の迎えが確認できない場合は、連絡させていただきます。
- 給食はないため、弁当を持参させてください。持参できない場合は、12：00までの利用となります。その場合は、12：00の送迎をお願いします。
- 登校させる際は、必ず体温測定及び健康観察をお願いします。もし、風邪の症状や発熱が見られる場合は登校させず医療機関への受診を最優先してください。
健康観察カードを持っておられる方は、体温と健康状態の記入と捺印をお願いします。
学校へ提出されている方は、朝記入していただきます。
- 帰宅後は、必ず手洗いを行わせ感染防止に努めるようお願いします。また、手洗い後には、必要以上に手を口元に近づけないようご指導ください。
- この利用申請書が印刷できない方は、朝学校で記入されても結構ですので、印鑑をご用意ください。